

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

糸島市の人口は増加傾向にあり、令和 7 年 3 月末の人口は 103,984 人となっている。それに伴い、第 2 次糸島市長期総合計画後期基本計画策定方針において、令和 12 年度の推計人口を 106,000 人と設定している。

しかし、令和 5 年 12 月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の地域別将来推計人口令和 5 (2023) 年推計」においては、令和 12 年に 98,395 人、そして、令和 32 年には 87,977 人まで減少すると予測されている。

生産年齢に関しても、令和 7 年の生産年齢割合が 54.7%に対し、令和 32 年には 49.2%まで減少する見込みとなっている。

また、本市の産業別就業状況として、第 1 次産業の漁業や農業・畜産業が盛んで、天然真鯛は国内有数の漁獲量を誇り、冬は牡蠣小屋が市内各所に軒を連ね観光資源となっている。また、糸島牛・糸島豚・いちごの「あまおう」など、糸島の農林水産物は新鮮で安全・安心なおいしい食材として「糸島ブランド」が定着している。

しかしながら、市内中小企業のうち 89.6%が従業員 20 名以下の小規模事業者であることから、経済情勢等の影響を受けやすい状況となっている。中心市街地にある商店街は、かつて旧唐津街道の宿場町として栄えていたものの、賑わいが低下している。

また、現在では市内外各所にあるスーパーなどの大型店舗を利用する人が多くなり、小規模事業者の経営環境は厳しいものとなっている。

さらに、本市における就業地別有効求人倍率は令和 7 年 3 月時点で 0.86 倍となっている。一方、市内事業者は人材不足の課題を抱えており、雇用の需給ミスマッチが起こっている。また、後継者不足等の課題もあり、この現状を放置すると本市の産業基盤に大きな影響を与える状況となっている。

これらの取り巻く状況を踏まえ、本市において糸島市中小企業振興基本条例を施行し、本市中小企業の振興に向けた諸施策を進めているところであるが、より生産性の高い設備等の導入・更新を促進することにより、深刻化する人材不足への対応や生産性の向上、経営基盤の強化、競争力の強化につなげていくことが必要である。

(2) 目標

本導入促進基本計画により、市内中小事業者の先端設備等の導入を促すことで、労働生産性の向上を推進し、さらなる本市の経済発展に資することを目指すものである。

これを実現するための目標として、計画期間中に約 10 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画の認定を受けた事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう）が年平均 3 % 以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡っており、多様な業種それぞれが本市の経済・雇用を支えていることから、全ての産業において広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

したがって、多様な産業におけるそれぞれの設備投資を支援することが必要であることから、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める指定設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本市の産業は、市街地等を中心とした商工業のほか、農村部や山間部における農林業など、全ての産業において生産性向上の実現が必要であることから、本計画の対象区域は糸島市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

糸島市内の中小企業者による幅広い取り組みを促すため、糸島市内で事業活動を行う全ての業種・事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は 2 年間（令和 7 年 7 月 25 日から令和 9 年 7 月 24 日まで）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3 年間、4 年間又は 5 年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

先端設備等導入計画の認定に当たり、以下に該当する事業又は事業者は、認定対象としないものとする。

- (1) 人員削減を目的とした事業
- (2) 公序良俗に反するおそれのある事業
- (3) 反社会勢力との関係が認められる事業